

『東三河後見センター』会報 第49号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和元年 9 月 26 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

改めて「市民参加の法人後見」について考える

ボランティアの醍醐味

前号で、東三河後見センターは一貫してボランティア精神を重視した成年後見の活動を追求してきたことを報告しましたが、ボランティアの要件として一番大事なことを書き落としたことに後で気がつきました。それは「やりたいことをやって、ひとに喜ばれること＝自己実現」です。これがボランティアの醍醐味であり、これなくしてはボランティアは続きません。「市民参加の法人後見」の普及・拡大を考える時にも一番大事にしたいことです。

多くの社会福祉協議会(以下「社協」という)でめざしている「市民参加の法人後見」は？

次の表はインターネットで搜した最新の社協関係の法人後見の手引き・マニュアルから抜粋したものです。新潟県と埼玉県ですが、瓜二つと言ってよいほど似ています。全国で多くの社協がこうした形をめざしているようです。

名 称	位置づけ・資格・要件など	役 割・業 務
新潟県・新潟県社協がまとめた「成年後見制度法人後見業務マニュアル」(平成 31 年 3 月改訂版) より		
法人後見 支援員	① 人格・識見が高く地域福祉に貢献する意欲がある方で、社協等が行う養成研修を修了した方。② 法人後見専門員(職員)の指示を受けて業務を行う。原則 2 人以上で活動する。③ 非常勤雇用の職員。	① 成年被後見人等に対する定期・臨時的な訪問による見守り、日常的な法律行為の援助。② 日常的金銭管理。③ 業務の記録、法人後見専門員への報告・相談。
埼玉県社協がまとめた「市町村社協における法人後見業務の手引き第 3 版」(平成 31 年 3 月) より		
法人後見 支援員	法人(法人後見専門員)の指揮命令の下で援助を行う。資格は問わないが、人格、識見が高く、地域福祉に意欲がある方で、市民後見人養成研修を修了した方。	① 訪問による見守り、日常生活の援助。 ② 日常的金銭管理。＊通帳等は社協内で保管し、法人後見支援員は保管管理しない。③ 業務の記録、法人後見専門員への報告、相談。

東三河後見センター(以下「当法人」という)の市民後見人

① 当法人の市民後見人養成講座又はそれと同等の内容の講座を修了し、市民後見人を希望する方で、当法人理事会の書面・面接審査をパスした方を市民後見人候補者という。(名簿は家庭裁判所に提出する) 当法人と業務委託契約を結び、事務担当者として実際に後見等の活動を開始した市民後見人候補者を「市民後見人」という。毎月、少額ですが業務委託料が支払われます。

② 市民後見人は職員の指示で動くのではなく、自分で考え、一番良いと思う方法で業務を遂行する。(職員への報告書はない) → 職員の指示で動くようにすると自発性がしぼんでしまい、一人一人の個性・経験・知見などが十分発揮されない。

③ 職員は必要に応じて市民後見人を支援しますが、その内容は市民後見人一人ひとりのニーズに応えるものです。市民後見人が職員より優れた能力を発揮することも珍しくありません。最初(就任時)と最後(死後)は難しい業務が集中します。1 年に 1 回裁判所に提出する事務報告書作成時は定期点検を行ないます。

④ 毎週 1 回 2 時間程度、職員と市民後見人によるミーティングを行ない、情報の共有化や直面している特徴ある業務の報告・検討などをして、絶えず法人後見の質の向上を図っています。

(文責: 代表理事 長谷川卓也)

平成 31 年度 豊川市市民協働推進事業 補助金事業
認定 NPO 法人東三河後見センター・社会福祉法人 美竹会
権利擁護支援(成年後見制度)の普及・啓発と
多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業 第1弾

成年後見フォーラムを開催

今回で 2 年目となる、平成 31 年度 豊川市市民協働推進事業 補助金事業として採択されました「権利擁護支援(成年後見制度)の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築事業」では、社会福祉法人 美竹会 ケアハウスみそのさんと協働し、一般市民が成年後見制度についての理解が深まるためのフォーラムを企画開催しました。

成年後見制度利用促進計画に基づいて、国や県が本制度の活用について議論しながら、市町村レベルでの計画策定が検討され、本人及び利用者へのメリットを重視した取り組みが進められているところです。この地域においても、誰もが必要な時に成年後見制度の利用と活用が可能となるよう、第 1 部は、行政書士さんの劇団コスモス愛知による、「成年後見制度」と「任意後見制度」についての劇を鑑賞し、第 2 部では、司法書士の吉川豊氏による、「成年後見制度の活用のいろは」と題した講演会を実施しました。参加者は 59 名、第 1 部、第 2 部とも、終了後のアンケートをみても、劇は本当に身近な話題で、講演会は基本的な事柄をきちんと抑えられ、わかりやすかったと大変好評でした。

はじめに、実施した当法人と社会福祉法人美竹会から成年後見フォーラムの感想を紹介し、アンケート結果の一部をお知らせします。(文責：工藤明人)



「成年後見フォーラムに参加して」

社会福祉法人 美竹会

法人本部次長 天野雅博

成年後見フォーラムに参加して感じたことが 2 つあります。

1 つは、フォーラムがとてもよく練られた内容だったことです。第 1 部が行政書士の皆さんによる寸劇で、第 2 部が吉川司法書士による Q&A を交えた講演会でした。いずれも難しいことをいかに簡単に

説明するか工夫が凝らしてありました。裏を返せば、平成 12 年 4 月の介護保険制度と同時にスタートした成年後見制度がまだまだ周知されていないことの表れだと思いますが、参加者には制度の内容がよく理解できました。

2 つ目は、制度のさらなる周知の必要性です。一般市民に浸透させるには相当の努力と時間がかかりますので、制度の「翻訳者」としての役割を持つ行政、民生委員、福祉介護職、医療職、法律職へのさらなるアプローチの必要性を痛感しました。この「翻訳者」を増やすことが、成年後見制度が日常生活に溶け込む大きなカギとなると思います。

高齢化は避けて通れない問題ですし、認知症の方も確実に増えていきます。成年後見制度が当たり前のよう存在する社会が実現されることを願ってやみません。

「成年後見フォーラム」感想

NPO 法人 東三河後見センター 理事 (市民後見人) 古川 伸

「劇団コスモスあいち」の劇は、熱意と分かり易さで親しみが持てた。その分かり易さは、今まで経験した諸講義の中で最高ランクだ。認知症かも？の家族を抱え何処へ相談に行けば分からない方には最適な内容であった。文章では理解することが難しい内容を日常ありそうな場面を劇で表現した立体パフォーマンスである。名古屋弁で“つかみは OK”。そして、リアルな台詞は劇中に引き

込む力があつた。(案内した民生委員の多くの方に観て欲しかったなあ) お堅い印象の行政書士の熱演は素人の域を超え、後見制度を広く周知させようとの思いがヒシヒシと伝わり感動すら覚えた。

また、親族後見時の報酬請求はちょっと・・・と思っていたが、「報酬請求をしなくてもいい」との吉川講師の説明には目からウロコでした。ただ、専門職(司法書士)後見人と市民後見人とでは、身上監護(保護)に対するスタンスの相違が多少あるなと感じる機会にもなった。



アンケート集計結果

★出席者数 59名

★ アンケート回収 49 名分

(1) あなた自身について(いずれか1つを選択してチェックしてください)

質問項目	回 答					
1 年代	☐ 2 0 代	3 名	☐ 3 0 代	7 名	☐ 4 0 代	9 名
	☐ 5 0 代	8 名	☐ 6 0 代	1 7 名	☐ 7 0 代以上	5 名
2 性別	☐ 男性	1 8 名	☐ 女性	2 7 名		
3 職場	☐ 介護（高齢者）福祉関係	1 7 名	☐ 障がい福祉関係			
	☐ 医療関係	3 名	☐ 行政機関関係			
	☐ 社会福祉協議会	4 名	☐ 成年後見センター	7 名		
	☐ 無職	2 名				
	☐ その他	1 5 名				
(民生児童委員、PSW、市民後見人 きずなの会 保険代理店)						
4 保有資格	☐ 弁護士	☐ 社会福祉士	1 1 名	☐ 介護福祉士	9 名	☐ 司法書士 3 名
	☐ 行政書士	3 名	☐ 医師	☐ 看護師	4 名	☐ 介護支援専門員 1 5 名
	☐ 社会保険労務士	☐ その他	5 名			

※4は複数チェックされても構いません。

(2) 該当する数字に○をつけてください。

①劇団コスモスあいちの「成年後見制度」と「任意後見制度」の劇

4:大変満足 26名 3:やや満足 17名

2:やや不満足 1名 1:不満足 0名 見ていない 1名

②成年後見制度の活用のいろは 吉川豊氏(司法書士)

4:大変満足 32名 3:やや満足 12名

2:やや不満足 2名 1:不満足 0名

(3) フォーラムのご感想（自由記述）

* 民生委員で過去2回講習を受けたが、今いちだったが、今回が一番役に立った。わかりやすかった。

* 「法定後見」でも「任意後見」でも適切な役割を伝える受け手の確保・育成が必須だと思われました。

* 成年後見制度の考え方、利用の仕方が理解出来、大変良かった。

* 自分事とする住民がもっと増えるとさらに良いと思いました。継続して周知していかないといけないと感じています。

* やはり理解するのはなかなかむづかしい！最後の話、支援の輪を広げる、関係団体お互いに助け合えることができると制度としては素晴らしい・・・。しかし、私はできれば使いたくないかな？

* 法定後見と任意後見の違いやメリットがよくわかりました。今後、成年後見制度を利用される方が増えると思われ、勉強したいと思います。

* 構成がとても良く大変分かり易かったです。劇は素晴らしかったです。

* 集客の仕方を再考し、満席となる努力を！

* 吉川氏のお話が、とても理論的で分かりやすいと思いました。ありがとうございました。

* 成年後見制度の周知の為に、今後、このようなフォーラムの開催を定期的に行なっていただくことを望みます。

* 劇から講義につながる流れは理解し易かったと思います。制度の仕組み、説明のみでなく事例を説明していただいたのでイメージし易く感じました。* 任意後見制度のメリットを確認できてよかったです。任意後見制度の詳細をもっと知りたいと思いました。



* とても分かりやすくして無知な私でも理解できたと思います。

* 判断能力が低下した方の権利を守るために成年後見制度は必要だと思うが、正しく理解していないと、リスクもあると感じた。“契約”の場面が多くある世の中なので、一般市民の方にも地域のサロン等で周知していきたい。

* 後見人につないだら“良し”ではなく、その後も、様々な人との連携をしていくことが必要と改めて思っ

た。後見人の役割を専門職として正しく理解したい。

* ケアマネジャーです。今までにも何度か後見人制度の研修を受けていますが、実際、制度を利用されている利用者がいないと、いまいち十分な理解ができていないように感じています。今回は、基本的な知識を復習する為に参加しました。わかりやすい内容でした。資料もわかりやすいです。

(5) その他、ご意見等がありましたら自由にお書きください。（自由記述）

* 後見人が決まって、今まであったつながり（近隣の見守り、家族とのつながり）がなくなってしまうこともあるのかな・・・と思うと、多くの人に正しく制度を理解してほしい。

* 生活保護の方で本人の判断力が低下したが、家族が疎遠で後見人の申し立てをしないが、市町村長も申し立てして頂けない時、どうすべきか？

* 劇の後見制度と任意後見はとてもわかりやすく演じてもありました。もう少し先のストーリーも演じて

欲しかったと思います。成年後見制度を知らない人には理解しやすいと思った。いろいろなところで演じると良いと思う。

＊（チームプレーで）環境を整えていくことが後見業務ということを改めて考えていきたいと思った。後見人が法律行為をするもので、事実行為をするものではないということは認識していなかった。

会員紹介

「福祉への関わり

水野 遠次

地方行政機関に勤務して、退職まで36年間、福祉業務に関わり、その間、福祉の仕事も大きく変わりました。時に、悩み、苦しみ、仕事を辞めようとも思いましたが、職場の同僚や家族の支えもあり、勤務を続け、気持ちを維持できました。また、専門的な仕事の内容の理解が必要となり、資格を取るために、通信教育で、受験資格を取り、社会福祉士の資格を取得しました。

その後、成年後見制度の改正もあり、社会的に関心が高まり、自分もそれに関わりたいと思うようになりました。

以前加入していた社会福祉士会の会員時に、長谷川卓也さんの活動を知りましたが、当時は、仕事が忙しく退職までは出来ないと思いました。退職後、平成28年に長谷川卓也代表が関わっている東三河後見センターに入会しました。

現在、1人の男性（78歳）を東三河後見センター市民後見人として、2年前から担当しています。

担当した当初は、男性は入院治療し、リハビリ訓練をされていました。病院から退院見込みが、3か月後との連絡がありましたが、賃貸アパートでの一人生活は、困難との意見があり、退院後の生活先を見つけなければならなくなりました。年金収入しかないため、入院費用やアパートの借金について個々に返済の相談することが必要となりました。

介護保険の認定が、要介護1なので、住宅型有料老人ホームに入居し、個々の借金の分割返済の手続きをしました。入居後、本人の生活も落ち着き、問題を起こすこともなく、個々の借金も完済できました。

昨年12月に介護保険の更新認定があり、要介護3になりました。それで、早速、市内4か所の特別養護老人ホームに入所申請を行いました。

今年、3月から特別養護老人ホームに入所し「終の棲家」となり、安堵しています。本人は、温かな性格で、大きな問題を起こすこともなく元気で生活していますので、面会、見守り支援を続けていきます。今後も、東三河後見センターのスタッフや会員様からのご指導やご助言をお願いします。

ケースファイル 26 50年ぶりに父の遺骨と対面

Aさんは80歳、男性、借家住まい。8年前に妻が亡くなった後は一人で暮らしていたが、認知症、糖尿病、歩行障害等により、徐々に外出困難、居宅の乱れ、公共料金の滞納などが重なってきて、2年前から自立歩行が全くできなくなった。民生委員、地域包括支援センター、介護保険のケアマネジャー、ヘルパーなどの支援を受けて何とか生活を維持してきたが、いよいよ在宅生活は困難となり、ケアマネジャーは施設入所を検討。本人には身寄りが一人もいないため、成年後見制度の利用を考え、本人も了解のうえで、東三河後見センターに相談。保佐類

型、本人申立て、保佐人候補者東三河後見センターで申立てを行なった。鑑定は必要だったが、受理面接から3カ月後、保佐の審判が確定し、東三河後見センターが保佐人に選任された。

本人と一緒に保佐申立ての準備をしている時、結婚と離婚のことを聞いたら、「どうだっていいだろ」と怒って、口を利かなくなってしまう。その後は家族のことはタブーとして、こちらから聞いたことがない。本人は過去のことは全く話さない人だったので、結局、最後まで本人から家族の話聞くことはなかった。

当時の本人の要介護度は、特別養護老人ホーム(以下「特養」という)入所が可能な要介護3だったが、どこも入所待ちが多く、すぐに入所できる見通しはなかった。一つの特養で“ロングのショートステイ”が可能なことが分かり、入所が決まるまでそれで乗り切ることにした。収入は、年金が一カ月15万円弱あり少なくはなかったが、ショートステイ1カ月分に家賃3万円が加わると、1カ月収支は約1万4千円の赤字となることが予想された。

名古屋家庭裁判所豊橋支部に上申書をあげて、借家契約の解除を相談したところ、今利用している施設で空きが出たら入所できるという約束を取り付けることができるなら、申立てをしてくださという返事をいただいた。早速、施設の担当者に相談、担当者は上司に相談し、「空きができたなら入所」の約束をしてくれた。早速、賃貸借契約書を捜し添付して、家裁に「居住用不動産の処分についての許可申立て」をした。すぐに許可の審判を得ることができた。

推定相続人を捜すため、本人の戸籍を追ったところ、3回結婚して、2回離婚していた。最初の結婚で二人の子(長男、長女)をもうけ、その二人が愛知県内で健在であることが分かった。推定相続人はその2人だけだった。3回目の結婚で妻の本籍(宮城県)に入籍し、名字が変わっていた。

推定相続人のお二人に保佐人就任の挨拶と本人の病状、様子を手紙で伝え、返事をくれるよう要請したが、「受取拒否」と大書した封筒の戻り以外は何の反応もなかった。二人の子の“無視”からAさんに対する恨み・つらみが伝わってくるようだった。その後4年経過し、本人の病状が悪化、いつ急変するか心配な状態になったので、改めて経過と現状をお知らせし、急変の場合の連絡先と葬儀、納骨などについて相談したいと手紙をだしたが、お二人からの連絡はなかった。

その3カ月後、容態が急変し、施設でお亡くなりになった。保佐開始から5年数カ月後だった。連絡できる親族が一人もいないため、仕方なく保佐人が喪主となって、火葬場の前で最小限の葬儀を行い、火葬・収骨した。会葬は保佐人一人、本人は怒ることはあってもめったに笑わない人だったが、面会時に本人の好きなアイスクリームやプリンなどを届けると、歯のない口でモグモグと一気に食べて、「ありがとう」と笑顔が出ることもあり、保佐人を喜ばせてくれた。本人は小鳥や植物が好きだったようで、借家にはメジロやウグイスを飼う小さな竹籠がいくつもあった。庭には3月に赤い花をいっぱいつける、よく手入れされた大きなボケの木が数本あった。大家さんの許可を得て、花の咲いたボケの枝を施設に届けたこともある。そんなことを斎場で思い出していた。

すべて終わってから長男・長女に最後の手紙を出し、Aさんの死亡と葬儀・納骨、遺産等についてお伝えし、至急返事をおねがひした。すぐに長男から電話があり、「お世話になりありがとうございました」とまずお礼が述べられ、ほっとした。お二人はそれから遺産の引継ぎまでに3回豊川を訪れ、その際には必ずAさんの永代供養をお願いしたお寺にお参りして、Aさんとは遺骨ではあるが50年ぶりに対面、住職にもご挨拶してきたとのことだった。

(文責：長谷川卓也)

令和元年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和元年9月17日現在)

正会員費納入者（敬称略）53名

- ・古川伸・高柳大太郎・足立和男・山本達也・中村成人・荻邦子・鈴木光子
- ・二村良子・齋藤尚・武重傳・影山恒太・田中義人・五十嵐光子・近藤由美子・細野京子
- ・彦坂敏・工藤明人・岡本守・小野晴美・星野裕・花田玲子・今泉全勝・石原香・本多啓枝
- ・緒河睦子・田中幸一・上江富士夫・福住幸子・中島由恵・水野美和代・高森陽一郎
- ・古瀬修・池田進・杉浦弥生・神谷典江・丸山智子・舟越正行・村川賢一・長坂宏
- ・大嶽理恵・今泉博充・倉本秀子・金田貴子・豊田和浩・水野遠次・小林佳子・杉山智子
- ・西川邦輔・梅田大己・藤田慎・飯星睦生・長谷川卓也・井上裕一

賛助会員費納入者（敬称略）55名

- ・磯村隆樹・中野正二・藤井幸夫・鈴木義雄・金沢富雄・三浦正博・都築昭吉・足木充邦
- ・水野登代子・樋口茅子・杉原昌博・八木憲一郎・日比修治・清水則子・河合康隆・山本幸恵
- ・山口純子・小川祐子・藤倉陽子・北村隆信・山口はるみ・伊藤文則・彦坂ケサエ
- ・夏目みゆき・森岡真司・工藤栄・齋藤啓治・吉本京子・木下義勝・金澤良雄・長谷川泰子
- ・北沢悦子・大林充始・豊田弘子・寺部敦子・中谷芳孝・伊与田千鶴子・渡邊勝弘・岡本由紀子
- ・朝倉保・加藤正則・加藤明代・藤田裕子・渡部耕二・中村八重子・廣永義昭・津田句子
- ・前本好江・佐々木宏直・佐々木直子・多々内崇文・丸山博子・内藤加代子・横田和子
- ・新村知弘

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）4法人

- ・豊川市知的障害者育成会・豊川市医師会・むつみ会・蒲郡市社会福祉協議会

寄付者（敬称略）36名

- ・足立和男・山本達也・中村成人・荻邦子・鈴木光子・二村良子・野呂壽海雄・夏目滋・秋田誠二
- ・松下啓子・田中義人・伊東弘子・岡本みち子・池田敏晃・池田知浩・舟木理恵・山本範正
- ・北村隆信・岡本守・小野晴美・村川賢一・星野裕・北沢伊・齋藤歯科医院・小林修・石原香
- ・勝見康夫・福住幸子・朝倉由恵・加藤正則・加藤明代・渡部耕二・古川伸・吉橋利弘
- ・都築ゆかり・近藤由美子

東三河後見センターの今後の予定(10月～12月)

☆ミーティング

開催日 毎週火曜日 午前9:20頃より2時間弱

場 所 豊川商工会議所3階 第1研修室※

10月3日 第1回成年後見学習会（詳細は会報に同封の別紙を参照ください。）

10月8日 事務局会議 13:30～ 事務所内

11月13日 理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階 11月12日 事務局会議 13:30～ 事務所内

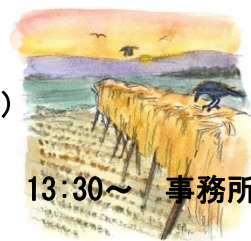
12月2日 第2回成年後見学習会

豊川商工会議所1階第1.2会議室（詳細は会報に同封の別紙を参照ください。）

12月10日 事務局会議 13:30～ 事務所内

※ミーティングの会場変更があります。11月19日以降は1階第2会議室です。

12月17日、2月18日1階第5会議室へ変更していますのでご注意ください!!



認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和元年 9 月 10 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 31 年 3 月 31 日現在	57	21	13	1 (保佐)	92
受任者数 (平成 31 年 4 月～)	9	1	0	0	10
終了 (平成 31 年 4 月～)	2	2	0	0	4
令和元年 6 月 24 日現在受任	64	20	13	1	98

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	0 名	任意後見人	0 名	任意契約終了者	1 名
----------	-----	-------	-----	---------	-----

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	1 8 名	6 名	3 名	6 名	0 名	0 名	0 名	3 3 名
知的障がい者	2 2 名	4 名	1 1 名	2 名	1 名	1 3 名	2 (岡崎市)	5 5 名
精神障がい者	4 名	0 名	4 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	1 0 名
合計	4 4 名	1 0 名	1 8 名	8 名	1 名	1 4 名	3 名	9 8 名

★市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合計
認知症	1 4 名	2 名	1 名	1 7 名
知的障がい者	2 4 名	8 名	4 名	3 6 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	3 8 名	1 1 名	5 名	5 4 名

市民後見人 27 名の方が上記表の 54 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿掲載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 17 日現在)

正 会 員 費 納 入 者 : 53 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者 : 55 人

(法人賛助会員 4 含む)

寄付者 (認定要件を満たす) 33 人



☎ 会員入会・寄付のご案内 ☎

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

台風シーズン到来前に、台風が発生するなど異常気象に加えて、自然災害等が各地で見舞われています。研修等の企画・運営する時、天候も大変気になるところです。“いざ”という時の備えが重要だと重々承知しながら、なかなか整えきれない自分があります。備えて安心が必要ですね。きっと後見制度を知っておくこともそうした備えになるのかもしれませんが。

季節柄、みなさまご自愛ください。

(編集:工藤明人)